○文部科学省令第三〇号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

文部科学大臣　松本　洋平

大学設置基準等の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条　大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章～第十四章　［略］ 第十五章　地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例（第五十八条） 第十六章　雑則（第五十九条―第六十二条） 附則	目次 第一章～第十四章　［同上］ 第十五章　雑則（第五十八条―第六十一条） 附則
第十八条　収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十九条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 ２・３　［略］	第十八条　収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 ２・３　［同上］
第四十一条　［略］ ２～４　［略］ ５　第六条第三項の規定にかかわらず、この省令において、第二章、第十条、第十八条、第三十七条の二、第三十九条、第十章から第十三章まで、第五十九条及び別表第一から別表第三までを除き、「学部」には学部等連係課程実施基本組織を含むものとする。	第四十一条　［同上］ ２～４　［同上］ ５　第六条第三項の規定にかかわらず、この省令において、第二章、第十条、第十八条、第三十七条の二、第三十九条、第十章から第十三章まで、第五十八条及び別表第一から別表第三までを除き、「学部」には学部等連係課程実施基本組織を含むものとする。
第十五章　地域における高等教育の機会の確保に資す	［章を加える］

る取組に関する特例

第五十八条　この省令に定める教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、地域における高等教育の状況に照らし、当該地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会として文部科学大臣が別に定めるもののうち届出のあつたものその他大学が所在する地域の関係者の意見を勘案し、当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合であつて、大学が、他の大学、専門職大学又は短期大学と連携して当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、第八条第一項、第十九条第一項、第二十二条、第二十八条、第二十九条第二項、第三十条第四項、第三十二条第五項若しくは第六項、第三十七条、第三十七条の二、第四十二条の八又は別表第一イ(1)の備考第一号若しくは第二号の規定（次項において「特例対象規定」という。）の全部又は一部によらないことができる。

2　地域高等教育機会確保特例認定大学（前項の規定により認定を受けた大学をいう。）は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。

第十六章　雑則 第五十九条～第六十二条　［略］	第十五章　雑則 第五十八条～第六十一条　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（専門職大学設置基準の一部改正）

第二条　専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章～第十一章　［略］ 第十二章　地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例（第七十七条） 第十三章　雑則（第七十八条・第七十九条） 附則	目次 第一章～第十一章　［同上］ 第十二章　雑則（第七十七条・第七十八条） 附則
第八条　収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第七十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 ２・３　［略］	第八条　収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第七十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 ２・３　［同上］
第十二章　地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例 第七十七条　この省令に定める教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、地域における高等教育の状況に照らし、当該地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会として文部科学大臣が別に定めるもののうち届出のあったものその他専門職大学が所在する地域の関係者の意見を勘案し、当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められ	［章を加える］

る場合であって、専門職大学が、他の大学又は短期大学と連携して当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う専門職大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、第九条第一項、第十五条、第二十四条、第二十五条第二項、第二十六条第四項若しくは第五項、第二十九条第二項若しくは第三項、第三十条第三項若しくは第四項、第三十二条第一項、第四十六条、第四十七条又は別表第一のイの備考第一号若しくは第二号の規定（次項において「特例対象規定」という。）の全部又は一部によらないことができる。 2　地域高等教育機会確保特例認定専門職大学（前項の規定により認定を受けた専門職大学をいう。）は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。	
第十三章　雑則	第十二章　雑則
第七十八条・第七十九条　［略］	第七十七条・第七十八条　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（短期大学設置基準の一部改正）

第三条　短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章～第十二章　［略］ 第十三章　地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例（第五十一条） 第十四章　雑則（第五十二条・第五十三条） 附則	目次 第一章～第十二章　［同上］ 第十三章　雑則（第五十一条・第五十二条） 附則
第三条の二　［略］ 2～4　［略］ 5　この省令において、この章、第四条、第二十二条、第三十一条、第三十二条、第九章から第十一章まで、第五十二条、別表第一及び別表第二を除き、「学科」には学科連係課程実施学科を含むものとする。	第三条の二　［同上］ 2～4　［同上］ 5　この省令において、この章、第四条、第二十二条、第三十一条、第三十二条、第九章から第十一章まで、第五十一条、別表第一及び別表第二を除き、「学科」には学科連係課程実施学科を含むものとする。
第四条　［略］ 2　前項の場合において、第十二条の規定による昼夜開講制を実施するときは、これに係る収容定員を、第五十二条の規定により外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を、それぞれ明示するものとする。 3・4　［略］	第四条　［同上］ 2　前項の場合において、第十二条の規定による昼夜開講制を実施するときは、これに係る収容定員を、第五十一条の規定により外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を、それぞれ明示するものとする。 3・4　［同上］
第十三章　地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例 第五十一条　この省令に定める教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、地域における高等教育	［章を加える］

の状況に照らし、当該地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会として文部科学大臣が別に定めるもののうち届出のあつたものその他短期大学が所在する地域の関係者の意見を勘案し、当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合であつて、短期大学が、他の大学と連携して当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う短期大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五条第一項、第八条、第十四条、第十五条第二項、第十六条第四項（短期大学が単位を与えることができる範囲に係る部分に限る。）若しくは第五項、第十八条第二項若しくは第三項、第二十条の二第一項、第三十条、第三十一条又は別表第一イの備考第一号若しくは第二号の規定（次項において「特例対象規定」という。）の全部又は一部によらないことができる。

2　地域高等教育機会確保特例認定短期大学（前項の規定により認定を受けた短期大学をいう。）は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。

第十四章　雑則

第五十二条・第五十三条　［略］

第十三章　雑則

第五十一条・第五十二条　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（専門職短期大学設置基準の一部改正）

第四条　専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章～第十一章　［略］ 第十二章　地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例（第七十四条） 第十三章　雑則（第七十五条・第七十六条） 附則	目次 第一章～第十一章　［同上］ 第十二章　雑則（第七十四条・第七十五条） 附則
第五条　［略］ ２　前項の場合において、第十七条の規定による昼夜開講制を実施するときは、これに係る収容定員を、第七十五条の規定により外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を、それぞれ明示するものとする。 ３・４　［略］	第五条　［同上］ ２　前項の場合において、第十七条の規定による昼夜開講制を実施するときは、これに係る収容定員を、第七十四条の規定により外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を、それぞれ明示するものとする。 ３・４　［同上］
第十二章　地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例	［章を加える］
第七十四条　この省令に定める教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、地域における高等教育の状況に照らし、当該地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会として文部科学大臣が別に定めるもののうち届出のあったものその他専門職短期大学が所在する地域の関係者の意見を勘案し、当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合であって、専門職短期大学が、他の大学と連携して当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うと	

ともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う専門職短期大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、第六条第一項、第十二条、第二十一条、第二十二条第二項、第二十三条第四項（専門職短期大学が単位を与えることができる範囲に係る部分に限る。）若しくは第五項、第二十六条第三項若しくは第四項、第二十九条第一項、第四十四条、第四十五条又は別表第一イの備考第一号若しくは第二号の規定（次項において「特例対象規定」という。）の全部又は一部によらないことができる。 2　地域高等教育機会確保特例認定専門職短期大学（前項の規定により認定を受けた専門職短期大学をいう。）は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。 第十三章　雑則 第七十五条・第七十六条　［略］	第十二章　雑則 第七十四条・第七十五条　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和八年一月一日から施行する。

○文部科学省告示第一四三号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十八条第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第七十七条第一項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五十一条第一項及び専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第七十四条第一項の規定に基づき、地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

文部科学大臣　松本　洋平

地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程

（認定の基準）

第一条　地域高等教育機会確保特例認定大学等（大学設置基準第五十八条第二項に規定する地域高等教育機会確保特例認定大学、専門職大学設置基準第七十七条第二項に規定する地域高等教育機会確保特例認定専門職大学、短期大学設置基準第五十一条第二項に規定する地域高等教育機会確保特例認定短期大学及び専門職短期大学設置基準第七十四条第二項に規定する地域高等教育機会確保特例認定専門職短期大学をいう。以下同じ。）の認定基準は、次のとおりとする。

一　地域高等教育機会確保特例認定大学等としての認定（以下「認定」という。）を受けようとす

る大学（専門職大学、短期大学及び専門職短期大学を含む。以下同じ。）が、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること。

二　認定を受けようとする大学が、次条の申請の日の直近の認証評価（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百九条第三項の規定により受けるものを除く。第九条第二項第八号において同じ。）において適合認定を受けていること。

三　認定を受けようとする大学が、次条の申請の日前五年以内において次のいずれにも該当しないこと。

イ　法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと。

ロ　財政状況が健全でなくなったこと。

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。

四　次に掲げる事項が、次条の申請計画書において明らかにされていること。

イ　申請目的

ロ　地域における高等教育の機会の確保に資する取組として特例対象規定の全部又は一部によらない教育（以下「地域高等教育機会確保に資する教育」という。）を行う学部、学科、課程又は学部以外の基本組織（以下「学部等」という。）（当該学部等が、国の基準に従い指定等さ

れる資格養成施設の課程である場合においては、当該基準を所管する国の機関と協議し、当該国の機関が地域高等教育機会確保に資する教育の実施が必要であると認めた課程に限る。）

ハ　地域高等教育機会確保に資する教育の実施が、当該地域における高等教育の機会を確保するために特に必要であるとする事情

ニ　地域高等教育機会確保に資する教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定

ホ　他の大学と連携して行う地域高等教育機会確保に資する教育の実施内容

ヘ　学生に対する適切な配慮のための具体的な措置

ト　実施予定期間

五　前号の申請計画書の内容が、大学等連携推進法人が組織されている場合においては当該法人と連携して行われること、大学等連携推進法人が組織されていない場合においてはこれに類する組織を整備して行われること並びに協議会（大学設置基準第五十八条第一項、専門職大学設置基準第七十七条第一項、短期大学設置基準第五十一条第一項及び専門職短期大学設置基準第七十四条第一項に規定する協議会をいう。）の構成員その他の地域の関係者と確実に連携して実施されると見込まれること。

（認定の申請）

第二条　認定を受けようとする大学の学長は、申請書に申請計画書その他別に定める書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

（認定の手続等）

第三条　文部科学大臣は、前条の申請があった場合には、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

２　文部科学大臣は、中央教育審議会大学分科会の審査を経て、認定を行うものとする。第五項の規定により認定期間を延長するとき及び第五条第一項の規定により地域高等教育機会確保特例認定大学等が前条の申請計画書に記載した事項（第一条第四号ロ及びニに掲げるものに限る。第五条第一項において同じ。）を変更しようとするときも同様とする。

３　文部科学大臣は、認定を行う場合においては、前条の申請計画書により大学が申請する実施予定期間を踏まえ、その認定期間を定めるものとする。

４　文部科学大臣は、地域高等教育機会確保に資する教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

５　文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が認定期間の延長を申請した場合において、特に必要があると認めるときは、当該認定期間を延長することができる。

（公示）

第四条　文部科学大臣は、認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示するものとする。前条第五項の規定による認定期間の延長を認めたとき、次条第二項の規定による変更の届出があったとき並びに第九条第一項又は第二項の規定により認定を取り消したときも同様とする。

２　前項の規定による公示は、地域高等教育機会確保特例認定大学等に係る第二条の申請計画書を踏まえ、地域高等教育機会確保に資する教育の実施内容、当該地域高等教育機会確保に資する教育を行う学部等及びその全部又は一部によらないこととされた特例対象規定その他別に定める事項を付して行うものとする。

（申請計画書の内容変更）

第五条　地域高等教育機会確保特例認定大学等は、第二条の申請計画書に記載した事項を変更しようとするときは、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

２　地域高等教育機会確保特例認定大学等は、第二条の申請計画書に記載した事項（第一条第四号ロ及びニに掲げるものを除く。）を変更する場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、別に定める軽微な事項については、この限りでない。

（実施状況報告書等）

第六条　地域高等教育機会確保特例認定大学等は、毎計画年度（認定期間をその開始の日から一年ご

とに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）をいう。）、実施状況報告書を作成し、当該計画年度終了後三月以内に、文部科学大臣に提出しなければならない。

２　地域高等教育機会確保特例認定大学等は、インターネットの利用により別に定める書類を公表している場合には、当該書類を公表しているウェブサイトのアドレスを記載した書類の提出をもって前項の規定による実施状況報告書の提出に代えることができる。

（報告の徴収等）

第七条　文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が行う地域高等教育機会確保に資する教育の実施状況を確認するため必要があると認めるときは、当該地域高等教育機会確保特例認定大学等に対し、当該地域高等教育機会確保に資する教育の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は調査を行うことができる。

（措置の要求）

第八条　文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が行う地域高等教育機会確保に資する教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、当該地域高等教育機会確保特例認定大学等に対し、当該地域高等教育機会確保に資する教育の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

（認定の取消し）

第九条　文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等から認定の取消しの申請があったときは、当該認定を取り消さなければならない。

２　文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定を取り消すことができる。

一　偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

二　地域高等教育機会確保に資する教育の円滑かつ確実な実施が現になされていないことが明らかであるとき又は見込まれなくなったとき。

三　第五条第一項の規定により認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けないで変更したとき。

四　第五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五　第七条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき又は同条の調査に応じなかったとき。

六　前条の規定による措置をとらなかったとき。

七　前各号のほか、法令の規定、法令に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したとき。

八　認定された後に行われた認証評価において適合認定を受けられなかったとき。

３　文部科学大臣は、前項の規定により認定を取り消すに当たっては、中央教育審議会大学分科会の審査を経て、行うものとする。

（認定期間に係る特例）

第十条　地域高等教育機会確保特例認定大学等が認定を受けた日から当該地域高等教育機会確保特例認定大学等に係る認定期間の末日までの間に入学し、第一条第四号ロの学部等における地域高等教育機会確保に資する教育を受けている学生が在籍している間は、当該認定に係る地域高等教育機会確保に資する教育を継続することができる。

２　前条第一項及び第二項の規定により認定を取り消された場合についても、前項と同様とする。

附　則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。

○文部科学省告示第一四四号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十八条第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第七十七条第一項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五十一条第一項及び専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第七十四条第一項の規定に基づき、地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会について次のように定める。

令和七年十二月二十五日

文部科学大臣　松本　洋平

地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会について定める件

1　大学その他の高等教育機関（以下「大学等」という。）、地方公共団体、産業界その他の地域の関係者は、共同して、将来の当該地域における高等教育の機会の確保等に関する構想、当該地域における大学等間の連携、地域の振興に資する見地から大学等が当該地域の関係者と連携して行う教育活動その他の事項に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2　協議会は、文部科学大臣に対し、次に掲げる全ての措置を講じた旨を届け出ることができる。

一　協議会が定める地域に所在する大学等、地方公共団体、産業界その他の当該地域の関係者が相

当数参加するために必要な措置

二　前号の関係者間の円滑な情報の共有を図るために必要な措置

3　前項の規定による届出を行った協議会は、当該協議会の運営に関し、必要に応じ、国に必要な情報の提供その他の協力を求めることができる。

4　協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重するものとする。

5　前項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附　則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。

○文部科学省告示第一四五号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十九条の二第一項第二号（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）及び第四十五条第三項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十一条第一項第二号及び第五十七条第五項、大学院設置基準第三十三条第三項、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第六条の三第一項第二号及び第三十四条第二項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五条の二第一項第二号及び第三十八条第四項並びに専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第八条第一項第二号及び第五十四条第四項の規定に基づき、大学等連携推進法人の認定等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

文部科学大臣　松本　洋平

大学等連携推進法人の認定等に関する規程の一部を改正する告示

大学等連携推進法人の認定等に関する規程（令和三年文部科学省告示第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続

する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） 第二条 一　［略］ 二　大学等連携推進業務　次に掲げる業務をいう。 イ　［略］ ロ　二以上の大学の間の教育研究活動等に必要な事務（イに規定するものを除く。）の共同運営（第五条第二項において「事務の共同運営」という。） ハ・ニ　［略］ ホ　二以上の大学及び地方公共団体、産業界その他の地域の関係者と連携して行う地域振興の取組に関する事務（第五条第二項において「産学官連携推進事務」という。） 三～六　［略］ （認定の基準） 第三条　大学等連携推進法人の認定の基準は、次のとおりとする。 一　二以上の設置者を社員とする一般社団法人であること。この場合において、その社員には、地方公共団体、民間事業者その他の設置者以外のものを含めることを妨げない。 二～十三　［略］ （公示）	（定義） 第二条 一　［同上］ 二　大学等連携推進業務　次に掲げる業務をいう。 イ　［同上］ ［号の細分を加える。］ ロ・ハ　［同上］ ［号の細分を加え。］ 三～六　［同上］ （認定の基準） 第三条　大学等連携推進法人の認定の基準は、次のとおりとする。 一　二以上の設置者を社員とする一般社団法人であること。この場合において、その社員には、設置者以外のものを含めることを妨げない。 二～十三　［同上］ （公示）

第五条　［略］ ２　前項の規定による公示は、当該大学等連携推進法人が行う大学等連携推進業務について、連携開設科目、共同教育課程、事務の共同運営、産学官連携推進事務又はその他の別を付して行うものとする。	第五条　［同上］ ２　前項の規定による公示は、当該大学等連携推進法人が行う大学等連携推進業務について、連携開設科目、共同教育課程又はその他の別を付して行うものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。